

行政文書の開示を求められた（求められる）方へ

高 森 町

- 1 行政文書の開示の請求があった日から起算して15日以内に、請求された行政文書の開示をするかどうかの決定を行い、通知書をお送りいたします。
なお、通知書の到着は、決定後2～3日かかると思われますので御了承ください。
- 2 やむを得ない理由により決定期間を延長することがあります。この場合もその旨を文書で通知いたします。
- 3 請求の受付後に対象行政文書が存在しないことなど、請求の形式的要件の不備が判明したときは請求が却下されることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 4 開示する場合は、開示の日時及び場所等を「開示決定通知書」又は「部分開示決定通知書」で通知いたします。
- 5 請求した行政文書の写しを必要とする場合は、写しの作成に要する費用を負担していただきます。費用は、1枚につき10円(カラーは100円)です。
また、写しの送付を希望する場合は、郵送料金についても負担していただきます。
- 6 開示された情報は、条例の目的に即して適正に使用してください。

高森町健康推進課介護保険係

電話番号 0967-62-1111(内線123)